

マイナンバー通信 (その3)

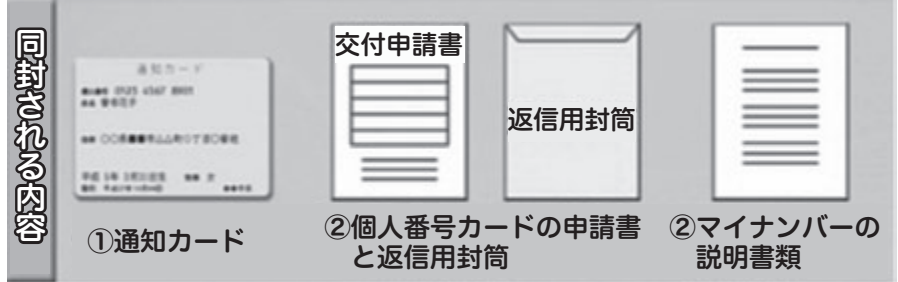
「通知カードと個人番号カード」

通知カード

10月中旬から11月下旬頃発送

マイナンバーの記載された通知カードが、順次、住民票の住所に簡易書留で届きます。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

マイナンバーは10月中旬から順次簡易書留で届きます



個人番号カード

希望者に平成28年1月から交付

「個人番号カード」には、表面に「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「顔写真」が表示され、裏面には「マイナンバー」が表示されます。このカードは身分証明書として利用可能であるため、マイナンバーを記載した書類を提出する場面で、このカード1枚で手続きが出来ます。(通知カードの場合、別に身分証明書の提示が必要となります)

個人番号カードは、郵送又はインターネットで申請することにより、平成28年1月以降に交付を受けることが出来ます。個人番号カードの受取は、原則本人が、町役場の窓口で受け取る必要があります。初回の交付手数料は無料です。詳しくは、通知カードに同封されている説明書類、又は、コールセンターまでお問い合わせください。通知カードや個人番号カードに記載されたマイナンバーはみだりに他人に知らせないようにしましょう。マイナンバーの提供を求められるのは行政機関や勤務先など限られています。ご自身で大切に保管をしてください。

個人番号カード (イメージ)



	通知カード	個人番号カード
交付される人	住民票を有するすべての方	マイナンバー通知後に、申請した方
カードの記載内容	「マイナンバー」「氏名」「住所」「生年月日」「性別」	「マイナンバー」「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「顔写真」
交付時期	平成27年10月以降	平成28年1月以降
マイナンバー利用時に必要なもの	通知カード及び身分証明書(運転免許証、パスポート等)	個人番号カードのみ
交付費用	初回のみ無料(再交付500円)	初回のみ無料(再交付1000円) ※電子証明書含む

土曜日の窓口開庁のお休みについて

マイナンバー制度導入に伴う、システム改修のため下記のとおり土曜日の窓口開庁をお休みします。

平成27年10月3日(土)

特設行政相談所を開設します



10月19日(月)～25日(日)は行政相談週間です。

登記や年金、道路など役所の仕事や手続きなどについて分からないことや困っていることはありませんか？

行政相談週間に先立ち、左記のとおり特設行政相談所を開設しますのでお気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

特設行政相談所

日時 10月18日(日)
9時30分～11時30分

場所 大磯市会場
(大磯港湾湾管理事務所前)

※なお、天候等により大磯市が中止となった場合は行政相談も中止となります。

※定例相談については「相談の案内(19ページ)欄をご確認ください。

問 総務省 神奈川行政評価事務局
町民課 内線 237

◎マイナンバー制度に関するお問い合わせ
マイナンバーコールセンター
【日本語窓口】
☎ 0570 (20) 0178
【外国語窓口】
☎ 0570 (20) 0291
(通話料金がかります)
平日 9時30分～17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)
ホームページ (内閣官房)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆マイナンバー通信(その4)では、「使用する場面」についてお知らせします。

問 町民課 内線 272
政策課 内線 257